

協会けんぽ研修資料

～平成28年度第2回健康保険・年金委員合同研修会～

研修テーマ：「退職後の健康保険」



全国健康保険協会 京都支部
協会けんぽ

本日の流れ

1. 退職後のお手続き～事業所様～
2. 退職後のお手続き～従業員様～
3. 退職後の保険給付

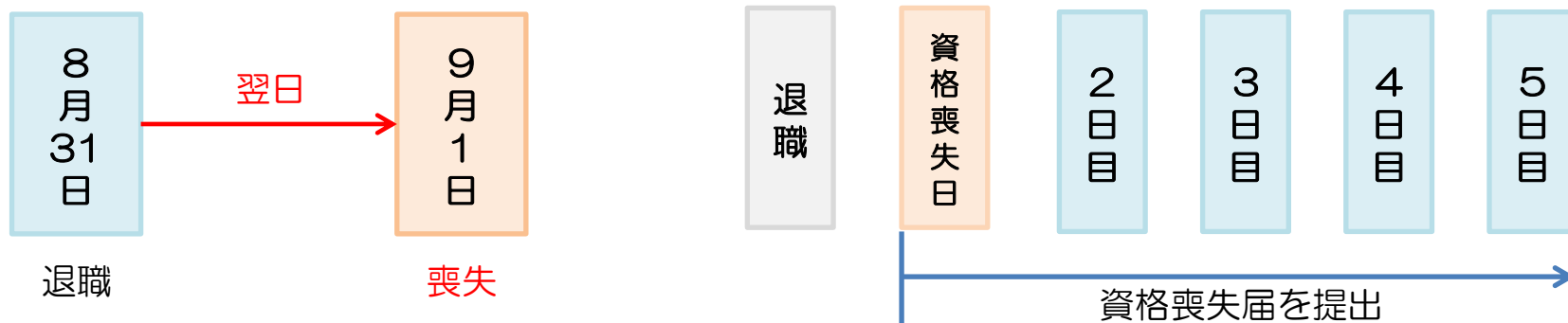
1. 退職後のお手続き ～事業所様～



1. 退職時等にはすみやかに「被保険者資格喪失届」を提出しましょう

従業員の方が退職された場合、退職日の翌日より5日以内に、日本年金機構へ「被保険者資格喪失届」をご提出ください。（健康保険法施行規則第29条第1項）

届書には、従業員ご本人(扶養家族がいる場合はその方も含めて)の保険証（高齢受給者証がある場合は併せて）を添付してください。



資格喪失日は「退職日の翌日」となります。お届けの際、お間違えのないよう、ご注意ください。



健康保険任意継続の保険証は、日本年金機構の資格喪失の事務処理が完了していなければ作成できません。つきましては、法定期限内（5日以内）の届出にご協力お願いいたします。

2. 保険証の回収にご協力ください

保険証は、退職日までしか
ご使用になれません！！！！



資格喪失届に保険証が添付できないときは、資格喪失届にその理由を付記するか、「健康保険被保険者証回収不能・滅失届」を添付して届出します。

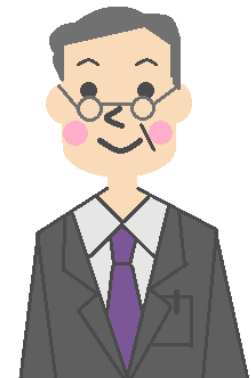
なお、資格喪失後に資格の無い保険証をご使用になった場合は、協会の負担した部分をご本人様より返金いただく等のお手続きが必要となります。

平成27年度京都支部の資格喪失後の受診
件数：1,848件 金額：7,700万円

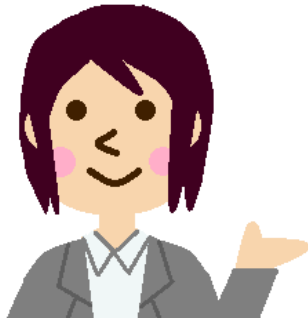
つきましては、従業員の方が退職される際には、
確実に保険証を回収し、ご返却いただきますようお願い申し上げます。



2. 退職後のお手続き ～従業員様～



1. 退職後の健康保険



退職後の健康保険には原則、
以下 **3つ** の選択肢があります。

- ① **任意継続保険**に加入する
- ② **国民健康保険**に加入する
- ③ ご家族の**健康保険の被扶養者**となる

2. 任意継続保険①

◎任意継続保険とは？

⇒健康保険の被保険者期間が、退職日（資格喪失の前日）まで継続して2カ月以上ある方は、ご本人の希望により退職後最長2年間は個人で健康保険の被保険者（任意継続被保険者）とすることができます。

※継続できるのは、健康保険のみで厚生年金保険は継続できません。

⇒保険料は全額自分で負担（ただし、上限あり）しますが、保険給付は、在職中と同様です（ただし、任意継続被保険者として傷病手当金、出産手当金は支給されません）。



3. 任意継続保険②

◎任意継続保険に加入できる条件

- (1) 退職日までに、被保険者期間が継続して2ヵ月以上あること。
- (2) 退職日の翌日から20日以内に、「健康保険任意継続被保険者資格取得申出書」を住所地の協会けんぽ都道府県支部に提出すること。
なお、被扶養者がいる場合には、生計維持や同一世帯に関する証明として別に書類が必要となる場合があります。

《被扶養者になるための条件》

- 被保険者の収入で生計を維持している3親等内の家族であること。
- 年間収入が130万円未満であり、被保険者の年収の半分未満であること（60歳以上の方または障害厚生年金を受けられる程度の障害者の方は、年間収入180万円未満）。



お勤め先からの資格喪失届が未届出であっても、任意継続のお届けは可能です。お早めの手続きをお願いいたします。



「退職日の翌日から20日」を1日でも過ぎると、任意継続にご加入いただけなくなります。お手続きの際、締切日にご注意ください。

4. 任意継続保険③

◎任意継続の扶養家族の手続きに必要な添付書類

収入確認ができる添付書類の例

無収入の方	市区町村長が発行する直近の所得証明書、または（非）課税証明書
パート・アルバイト等の給与 収入がある方	市区町村長が発行する直近の所得証明書、（非）課税証明書、勤務先の給与支払額の証明、直近3か月の給与明細等の写しのいずれか
年金収入がある方	1年間に受給する金額が記載されている年金額改通知書、または、支払通知書の写し ※公的年金のほか、個人年金も年金収入に含みます
会社を退職された方	会社を退職したことを証明する離職票の写し
失業給付等を受給中の方	雇用保険受給資格者証（両面）の写し ※日額3,612円未満、60歳以上の方は日額5,000円未満
大学生、専門学校生、高校生 （夜間除く）の方	被扶養者欄の職業欄に学校名、学年を記入いただくことで、添付書類を省略することができます
未就学児・小学生・中学生	添付書類を省略できます

住民票が必要となる続柄

配偶者、子、孫、兄弟姉妹、父母（直系）、祖父母（直系）**以外**の3親等内の方は、被保険者と同居（同一世帯）の必要があり、**被保険者及び扶養家族の住民票が必要**となります。

5. 任意継続保険④

◎任意継続被扶養者の届出の変更点

平成29年1月以降、任意継続被保険者の方が被扶養者の届出をする際には、被扶養者のマイナンバーの記入が必要となりますので、申請書への記入をお願いいたします。

なお、被保険者の方は、在職中の保険証の記号番号を記入した場合には、マイナンバーの記入は不要です。

健康保険任意継続被保険者資格取得申出書

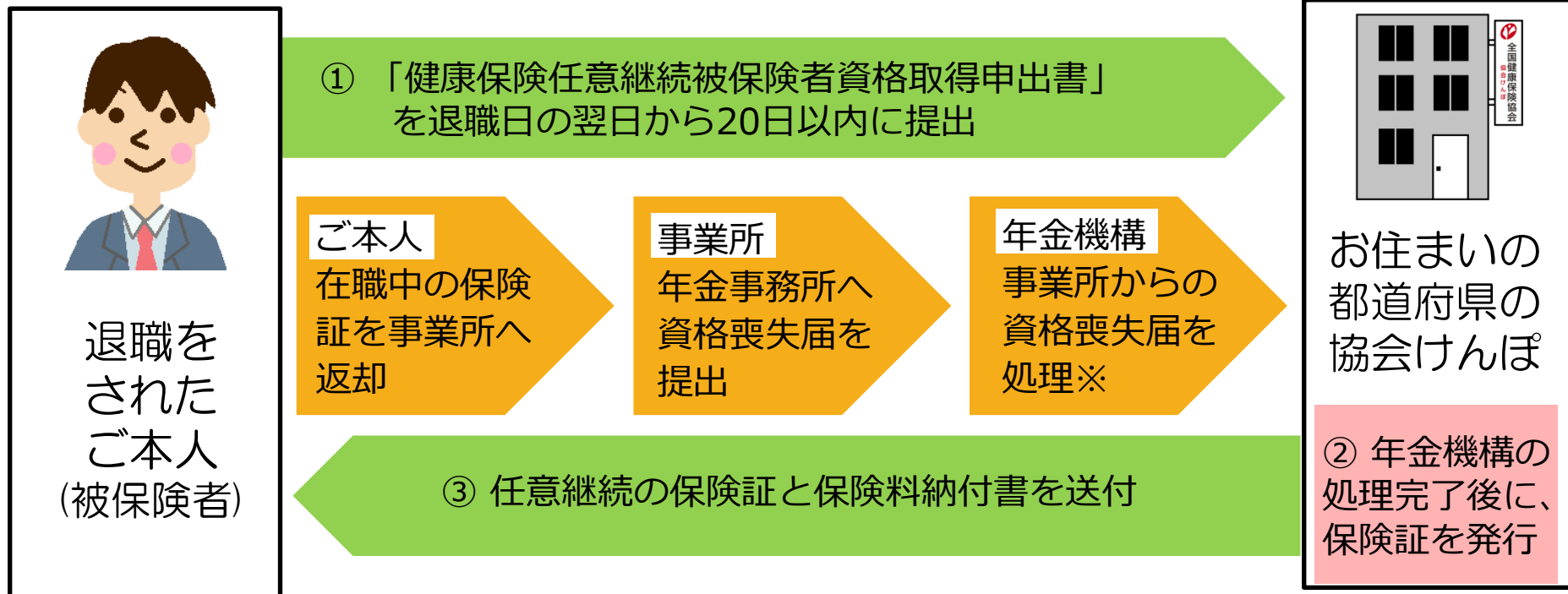
被扶養者欄	氏名		生年月日		性別	続柄	職業	年間収入	同居別居の別
	(フリガナ) (氏)	(名)	☐ 昭和 ☐ 平成	年 月 日	☐ 男 ☐ 女	マイナンバー			
								万円	☐ 同居 ☐ 別居

任意継続おてがる申請セットのご案内

京都支部では、退職後の任意継続を申請する場合に必要な、「申請に関するご案内」、「健康保険任意継続被保険者資格取得申出書」、「返信用封筒（切手必要）」をまとめた申請セットをご用意しております。申請セットをご希望の場合は、京都支部ホームページ「広報（任意継続おてがる申請セット）」から利用申込書を印刷していただき、京都支部あてにFAXまたは郵送にてお申込みください。

6. 任意継続保険⑤

◎加入のお手続きについて



※年金機構の資格喪失処理が完了していなければ任意継続の保険証は作成できません。

7. 任意継続保険⑥

◎保険料について

⇒ 資格喪失時の標準報酬月額により保険料が決定されます。なお、在職中の保険料は事業主との折半ですが、任意継続の場合は全額自己負担となり、退職前に控除されていた健康保険料の2倍額になります。（ただし、上限あり。平成28・29年度は標準報酬月額28万円が上限です。）

※保険料は、お住まいの都道府県支部の保険料率が適用されます。お勤め先とお住まいの都道府県が異なる場合はご注意ください。

※保険料は、日割計算ではなく月単位での計算となり、資格取得した日の属する月分から納付が必要です。

≪初回保険料納付開始月の例≫

（例1）3月30日に退職したとき・・・3月31日に任意継続保険の資格取得→3月分から保険料納付が必要

（例2）3月31日に退職したとき・・・4月1日に任意継続保険の資格取得→4月分から保険料納付が必要

平成28年度京都支部任意継続保険料（月額）

健康保険料率10.00% 介護保険料率1.58%

平成29年3月分まで

標準報酬月額	保険料		標準報酬月額	保険料		標準報酬月額	保険料	
	介護保険第2号に該当しない場合	介護保険第2号に該当する場合		介護保険第2号に該当しない場合	介護保険第2号に該当する場合		介護保険第2号に該当しない場合	介護保険第2号に該当する場合
58,000	5,800円	6,716円	118,000	11,800円	13,664円	180,000	18,000円	20,844円
68,000	6,800円	7,874円	126,000	12,600円	14,590円	190,000	19,000円	22,002円
78,000	7,800円	9,032円	134,000	13,400円	15,517円	200,000	20,000円	23,160円
88,000	8,800円	10,190円	142,000	14,200円	16,443円	220,000	22,000円	25,476円
98,000	9,800円	11,348円	150,000	15,000円	17,370円	240,000	24,000円	27,792円
104,000	10,400円	12,043円	160,000	16,000円	18,528円	260,000	26,000円	30,108円
110,000	11,000円	12,738円	170,000	17,000円	19,686円	280,000	28,000円	32,424円

7. 任意継続保険⑦

◎保険料の納付方法について

納付方法 { ①納付書による毎月納付
②納付書による前納（半年前納と1年前納があります。割引有。）
③口座振替による毎月納付

1. 初回保険料

保険証をお送りする際に、納付書（前納の場合は、前納納付書を含む）を同封しますので、納付書に記載されている納付期限までに納付してください。

※初回保険料が納付期限までに納付されなかった場合は、被保険者資格を遡って取り消すことになりますので、ご注意ください。

2. 2回目以降の納付

2回目以降の保険料納付について、①納付書による納付の場合、毎月1日～10日までに郵便局、コンビニ等で納付してください。②口座振替による納付の場合の振替日は毎月1日です。

※口座振替納付をご希望いただいた場合は、手続きが完了するまでに2～3月かかりますので、開始するまで納付書にて納付してください。

8. 任意継続保険⑧

◎任意継続の資格喪失について

以下のいずれかに該当した場合、**資格喪失**となります。
資格喪失後は、国民健康保険等への切り替えが必要となります。

- (1) 任意継続被保険者となった日から**2年が経過**したとき。
- (2) **保険料を納付期限までに納付しなかったとき。**
- (3) 就職して、勤務先で被保険者資格を取得したとき。
- (4) 被保険者が75歳に到達するなど、後期高齢者医療の被保険者資格を取得したとき。
- (5) 被保険者が死亡したとき。

9. 国民健康保険

◎国民健康保険とは？

⇒市町村が運営する健康保険です。

加入のお手続き等、詳細についてはお住まいの市区町村の国民健康保険担当課にお問い合わせください。

◎保険料について

⇒国民健康保険に加入する世帯の人数や、前年の所得によって決まります。なお、倒産、解雇、雇止めなどの場合、保険料が軽減されることがあります。

10.健康保険被扶養者

◎被扶養者となるには？

⇒ご家族が加入している健康保険によって認定条件がありますので、詳細はご家族の勤務先にお問い合わせください。

◎保険料について

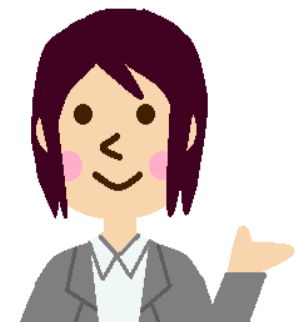
⇒被扶養者の保険料負担はありません。

ただし、健康保険組合によっては、介護保険料を徴収される場合があります。

11.退職後の健康保険 ～まとめ～

加入先	協会けんぽの 健康保険任意継続に加入する	市町村の 国民健康保険に加入する	健康保険の 被扶養者になる
手続先	お住まいの 協会けんぽ都道府県支部	お住まいの 市区町村役場	ご家族の方の勤務先
加入条件	●退職日までに協会けんぽの被保険者期間が継続して2ヵ月以上必要です。 (※健康保険任意継続の加入期間は通算できません) ◆退職日の翌日から20日以内に加入手続きをしてください。	●お住まいの市区町村役場の国民健康保険担当係までお問い合わせください	●被扶養者になるためには、認定条件があります。詳しくは、ご家族の勤務先にお問い合わせください。
保険料	●保険料は、退職前に控除されていた保険料を2倍した額が2年間続きます。 ◆保険料には上限があります。 ◆法改正や保険料率の変更があり、保険料が変わることがあります。 ◆都道府県支部で保険料率が異なるため、お住まいと退職前に加入されていた都道府県支部が異なる場合は、2倍にした額にならないことがあります。	●保険料(税)は、前年の所得や、加入される世帯人数などにより決まります。 ●市町村により保険料(税)の算出が異なります。 ◆倒産、解雇、雇止めなどにより離職した場合は、保険料(税)が軽減されることがあります。	●被扶養者の保険料負担は、ありません。ただし、健康保険組合によっては介護保険料を徴収される場合があります。 ※ご注意ください 協会けんぽの任意継続の加入期間中は、国民健康保険の加入や扶養家族になるといった理由により、途中でやめることはできません。

3. 退職後の保険給付



1. 退職(資格喪失)後の保険給付 ～概要～

原則… 退職後は在職中の保険給付を受けられません。

(新しく加入した保険で給付があります。)



例外… 一定の条件を満たす方は、下記の保険給付を受けることができます。

①傷病手当金

②出産手当金

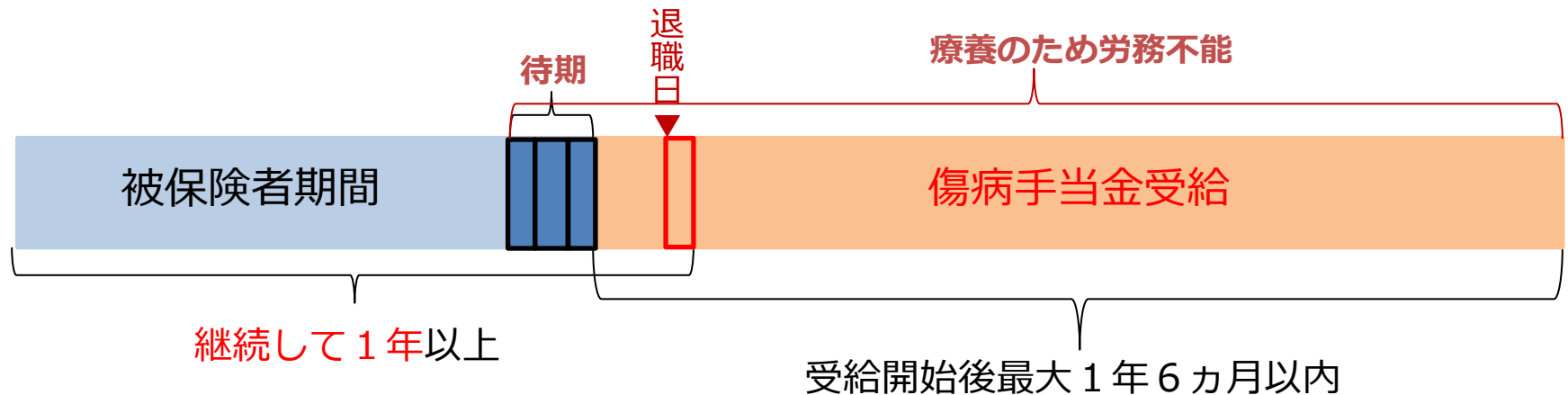
③出産育児一時金

④埋葬料（費）

2. 退職後の保険給付について(1) ～傷病手当金～

◎以下の条件をすべて満たすとき、資格喪失後も傷病手当金が支給されます。

- ①退職日(資格喪失日の前日)までに被保険者期間が継続して1年以上ある。(任意継続期間を除く)
- ②退職日(資格喪失日の前日)までに連続して3日以上休業し、退職日も休業している。
- ③同一の傷病により、資格喪失後も療養のため労務不能である状態が続いている。
※老齢年金等を受給している場合は支給金額が調整されます。
- ④雇用保険(失業保険)から給付金を受けていない。



3. 退職後の保険給付について(2) ～出産手当金～

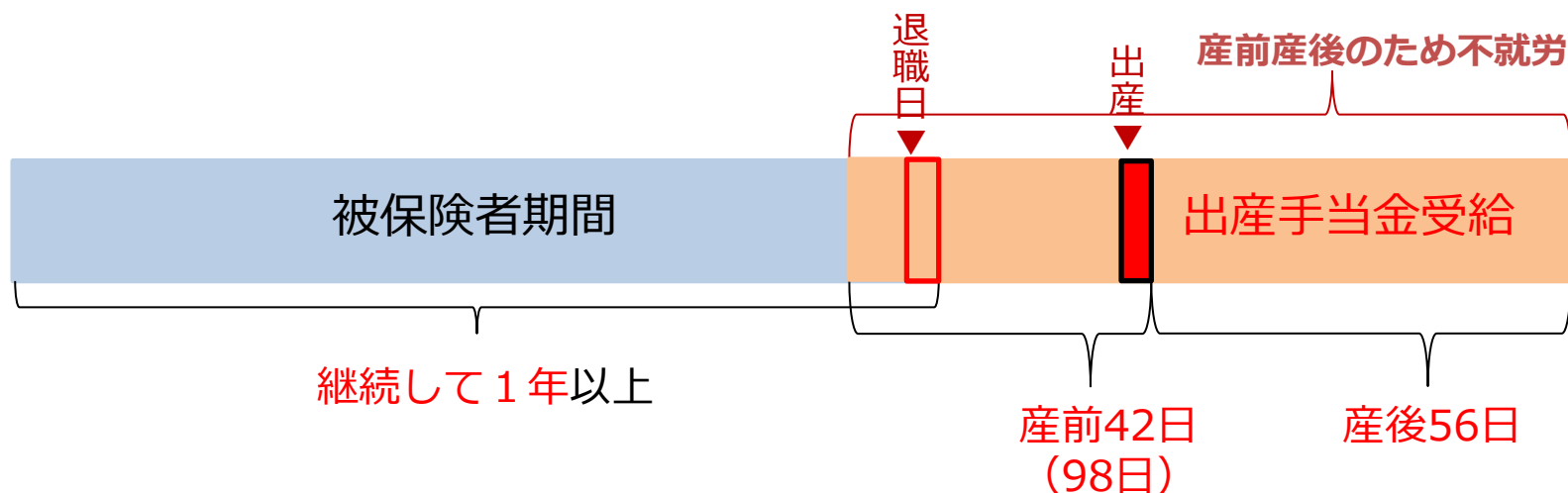
◎以下の条件をすべて満たすとき、資格喪失後も出産手当金が支給されます。

①退職日(資格喪失日の前日)までに被保険者期間が継続して1年以上ある。

(任意継続期間を除く)

②退職日(資格喪失日の前日)が、産前42日(多胎妊娠の場合は98日)以内である。

③退職日(資格喪失日の前日)に労務に服していない。



4. 退職後の保険給付について(3) ～出産育児一時金～

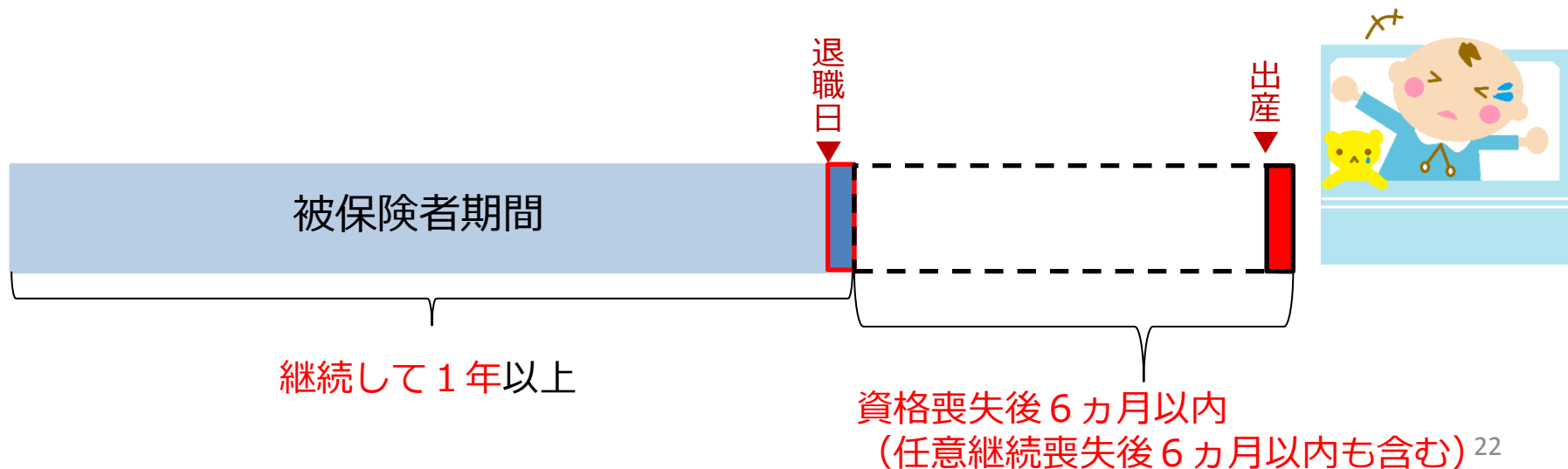
◎以下の条件をすべて満たすとき、資格喪失後も出産育児一時金が支給されます。

被保険者であった方が、

- ①退職日(資格喪失日の前日)までに被保険者期間(任意継続期間を除く)が継続して1年以上あること。
- ②資格喪失後(任意継続資格喪失後も含む) 6ヵ月以内に出産したとき。

※被扶養者であった方の出産の場合は、支給されません。

※資格喪失後6ヵ月以内の出産に対して支給されるため、支給を受けることができる保険者が複数になる場合もありますが、重複して支給を受けることはできません。



5. 退職後の保険給付について(4) ～埋葬料(費)～

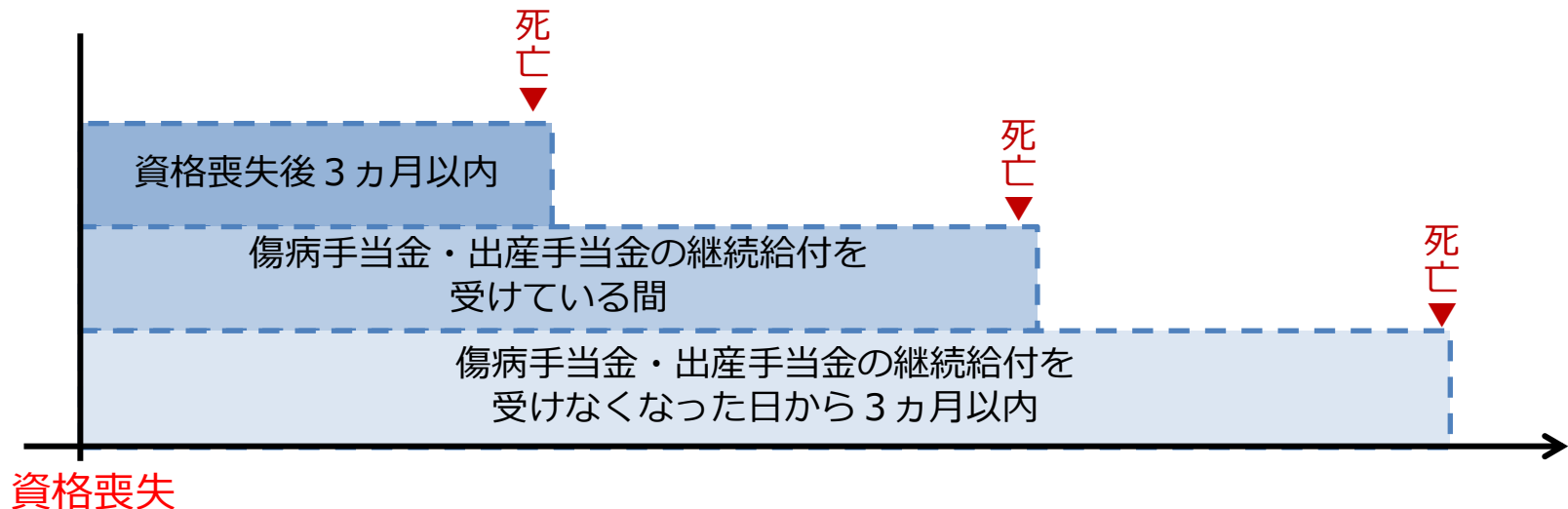
◎以下の条件のいずれかを満たすとき、資格喪失後も埋葬料(費)が支給されます。

被保険者であった方が、

- 資格喪失後 **3ヵ月以内** に亡くなった場合。
- **傷病手当金や出産手当金を受けている間** に亡くなった場合。
- 傷病手当金や出産手当金を受けなくなった日から **3ヵ月以内** に亡くなった場合。

※被扶養者であった方の死亡の場合は、支給されません。

※資格喪失後3ヵ月以内等の死亡に対して支給されるため、支給を受けることができる保険者が複数になる場合もありますが、重複して支給を受けることはできません。



ご清聴ありがとうございました

協会けんぽ京都支部ホームページ <http://www.kyoukaikenpo.or.jp/shibu/kyoto>

任意継続保険に関するお問い合わせ先：業務グループ 適用チーム TEL075-256-8631
保険給付に関するお問い合わせ先：業務グループ 給付チーム TEL075-256-8632